学童保育利用に関する確認票	
1	学童保育を利用する前に、必ず学童教室の見学をし、説明を受けてください。 また、健康状況について留意する点がある場合は、見学時に必ず施設に対して説明を行ってください。
2	入所決定後、保育料等を納付期限内に納付することを誓約します。 （なお、納付の確認ができないの場合、財産の差押え、退所等の措置をとらせていただくことがあります。）
3	保育料は１か月単位となっています。その月に在籍していれば、実際の状況にかかわらず、１か月分の保育料がかかります。月の途中で退所した場合でも、保育料は日割り計算されません。（退所される場合は前月２８日までに退所届を提出してください。）
4	保育料の振込みは、口座振替を条件とします。保育料は月末に引落しとします。
5	保育時間等の内容が変更になった場合は各月２８日までにご連絡ください。変更内容は、書類提出の翌月から変更します。
6	求職中の方は、６０日以内に新たな就労先を決め、就労証明書を提出してください。 提出がないと、その月末で利用解除（退所）となります。
7	妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定日の前２か月から、出産後２か月目を迎えた月の末日までとなります。引き続き継続して申請するためには、別の事由が必要となります。
8	出席予定表により提出された登所日を守ってください。当日休所の場合などは支援員等に必ず連絡してください。
9	延長保育希望（午後５時以降）の方は、保護者が学童保育教室までのお迎えを条件とします。
10	申込みされた時間を超えて児童を預かった場合は、申込みの有無に関わらず延長保育料が発生します。
11	給食がない日や学校休業日の保育には、お弁当を持たせてください。
12	必要な場合は小学校等から児童についての情報を提供されることに同意します。
13	学童保育所での保育時間中、児童が備品等をは破損させた場合、保護者に費用を負担していただきます。
14	学童保育の決まりを守らない場合や、周囲に迷惑がかかる場合は退所等の措置をとられても 異議申し立てしません。
15	入所児童が多い場合、入所できない場合もありますのでご了承ください。

保育所等入所申込みにあたり、本確認事項について確認、誓約します。

年　　月　　日　　児童氏名

保護者氏名　　㊞